

令和3年度 東住吉区地域福祉サポート事業計画書

1. 実施体制

「サポートセンター」 開設：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日の9：00～17：30

従事者の 勤務体制	職 種	勤務形態（常勤専従など）	氏 名
	業務責任者	常勤兼務	堀 健一郎
	業務責任者補助員（コーディネーター）	常勤専従	前 川 真 弓

「地域相談窓口」 開設：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日の9：00～17：30のうち各地域3時間

従事者の 勤務体制	地 域	相談窓口 設置場所	勤務時間	氏 名	備 考（職種・資格）
	育 和	育和社会福祉会館	9:30～12:30	上 阪 美 穂	
	桑 津	桑津会館	10:00～12:00 13:00～14:00	筏 谷 勝 義	
	北田辺	北田辺会館	10:00～12:00 13:00～14:00	芝 真 澄	
	今 川	今川地域振興センター	9:30～12:30	藪 本 美由起	
	田 辺	田辺福祉会館	10:00～12:00 13:00～14:00	小 畑 正 美	
	南田辺	南田辺会館	10:00～12:00 13:00～14:00	和 田 幸	
	東田辺	東田辺会館	9:30～12:30	松 下 美佳子	
	南百済	南百済会館	10:00～13:00	大 東 美津子	
	湯 里	湯里社会福祉会館	9:30～12:30	藤 井 雅 代	
	鷹 合	鷹合西会館	9:30～12:30	本 田 美保子	
	矢田北	矢田北会館	9:00～12:00	村 嶋 礼 子	

	矢田東	住道矢田福祉会館	10:00～13:00	青 野 清 美	
	矢田中	矢田中ひまわり会館	10:00～12:00 13:00～14:00	佐 藤 典 子	
	矢田西	南部文化コミュニティセンター	10:00～12:00 13:00～14:00	阪 口 奈 生	

「東住吉区地域福祉サポートセンター」の運営

目 的	目 標	行動計画（方法）
「地域福祉サポーター」の育成と支援	「地域福祉サポーター」が円滑に業務に取り組めるよう育成を図る。	【サポーター連絡会の開催】 連絡会で意見交換や研修を実施し、相談対応ははじめ必要に応じた関係機関へのつなぎを早急に行えるようスキルアップを図る。 また、事例検討等の研修も実施し、実践に役立てるとともに、サポーター全体の資質向上を図る。
		【連絡・調整の実施】 地域福祉サポーターからの相談に応じ、指導助言を行うとともに、地域や各機関・団体との連絡調整を行う。
広報活動の充実	「地域相談窓口」の活用に向けた周知を行う。	【広報活動】 「地域相談窓口」「サポートセンター」の取り組みとして、広報紙等に、サポーターの役割や活動状況を取り入れた掲載を行い、相談窓口としての役割をアピールする。ホームページ、ブログ等SNSを活用した周知を図る。
地域住民のニーズ及び地域福祉課題の把握	アンケート調査・聞き取り調査等を実施する（2回以上）。	① サポーターによる支援の効果について。 ② サポーターと関係機関の連携について。

2. 【「地域相談窓口」の運営】

目 的	目 標	行動計画（方法）
高齢者等の日常生活における相談対応	個別相談に対しての情報提供を行う。	相談者に対して、介護や日常生活における相談先等について情報提供する。
	地域住民への情報発信を行う。	日常的に区役所や区社協、近隣の関係機関から入手する情報を、掲示板や回覧板等も活用しタイムリーに発信する。
専門機関、関係機関等との連絡調整	援助が必要な住民を適切に専門機関、関係機関へつなぐための連絡調整を行う。	援助が必要な住民についての情報を地域の見守り団体や専門機関等と連絡調整を行なう。
	専門機関や公的機関との連絡調整を行う。	地域包括支援センター等の専門機関や公的機関との連絡調整を行う。
	複合的な課題を抱えた人を相談支援機関につなぐための連絡調整を行う（「地域ケア会議」「つながる場」等への参画）。	地域包括支援センターや区役所、区社協等と、個別支援のための地域ケア会議やネットワーク会議へ参画する。

3. 【区・区社協との連携】

目 的	目 標	行動計画（方法）
地域福祉課題の情報収集と課題解決に向けた取り組みへの支援	14 地域の地域福祉課題（情報）を把握するとともに、課題解決に資する取り組みを区・区社協と連携して実施する。	【地域福祉に関するニーズの把握】 区社協が本来業務も含めて把握した地域福祉課題について共有の機会をもち、自地域の福祉ニーズを把握する。 【「地域の実情」に配慮した解決策の提案】 地域活動者向けの研修会を開催するなど、課題解決に向け区・区社協と取り組む。

4. 【見守り相談室との連携】

目 的	目 標	行動計画（方法）
見守り相談室との連携により、地域住民による「要援護者」に対する見守りや助け合い活動への支援	要援護者に対する地域住民による見守りや助け合い活動と見守り相談室の活動との連携を行う。	「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「要援護者名簿」登載者と地域が独自に見守りされている方は全てが一致しているわけではなく、見守りの必要性に応じて「見守り相談室」に情報提供されるよう、連絡調整を行う。
	地域住民が「要援護者」等の異変を察知した場合に支援を行う。	地域住民等から孤立死が疑われるケースについて通報を受けた際、「見守り相談室」と連携して近隣住民への聞き取りや、関係機関による安否確認が円滑に進むよう支援を行う。
	地域における「ゆるやかな見守り活動」への支援を行う。	身近な地域住民相互による見守り活動を推進することで、地域で孤立することなく住み続けられる地域となる「みんなで支えあう地域」づくりを推進する。

5. 【生活支援コーディネーターとの連携】

目 的	目 標	行動計画（方法）
生活支援コーディネーターとの連携により、「地域包括ケアシステム」の構築及び高齢者等が地域福祉活動に参加するきっかけとなる居場所・つながりづくりを支援	地域福祉活動の周知を行う。	地域福祉活動に関心はあるものの、情報不足から参加に至っていない人に対して、ふれあい喫茶や親子サロンなどの誰もが参加できる活動の場やイベント等の活動情報を提供する。
	地域課題やニーズを住民同士で共有し解決策を話し合う場を作ることにより、支えあい活動を推進する。	地域課題やニーズを住民同士で共有し解決策を話し合う場を作ることにより、支えあい活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざす。
	新たな居場所とボランティアの発掘を行う。	居場所づくりなどの地域福祉活動やボランティア活動を支援するとともに、地域福祉活動を担う人材の発掘と育成に寄与する。